

契 約 条 項

借受人(以下甲という)は株式会社テイエスピーエンジニアリング(以下乙という)から乙が所有する表記機材を借り受けるについて、別に条約がある場合を除いて次のとおり契約する。

1. 甲は借受機材につき良心をもって使用、保管し、使用場所の移動または質入、転貸譲渡等乙の所有権を害することをしてはならない。万一使用場所を移動する必要があるときは書面をもって連絡し、その承認を求めなければならない。(海外等の場合)
2. 甲は乙から承認を得た場合のほか、借受機材を改造または改装してはならない。
3. 甲が借受機材につき第三者から強制執行、仮処分、仮差し押え等を受けたときは、本機材が乙の所有であり、甲の所有でないことを主張証明し、かつ、これらの事態が発生した場合直ちに乙に通知し、乙の指示に従わなければならない。このために乙が支出した費用は全て甲が負担する。
4. 甲は表記使用期間を厳守しなければならない。ただし、甲は乙に使用期間の延長を事前に連絡し、乙の承認がある場合には延長できるものとする。
5. 甲の乙にたいするレンタル料金の支払いは次のとおりとする。
 - (1) レンタル料金は乙の提示したレンタル価格によるものとする。
 - (2) 特別料金として、保証金、設置料、オペレーター料、運搬料等は別途乙が提示するものとする。
 - (3) (1)(2)項の甲の乙に対する支払いは機材借受時全額現金を原則とする。
6.
 - (1) 乙は表記物件に動産総合保険(普通約款)を付保するものとする。ただし、海外使用の場合は甲は直接保険会社と、乙の指定する額を保険金額とする保険を、甲の責任と費用にて付保するものとする。
 - (2) 保険事故が発生したときは、甲は直ちに乙に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を乙に交付する。
7. 取扱上の不注意、天災による損傷の場合甲は修理代金実費および修理期間中のレンタル料金を乙に支払うものとする。ただし、乙が前条の保険金を受領したときは、その金額を限度として甲は修理代金の支払いを免れる。
8. 故障と損害
甲は乙より借り受けた機材を本番に使用する前に充分点検し、故障の有無を改め確認する。本番使用中に故障が生じ取材等に支障損害が生じても、その責め障害は乙は負担しない。
9. 甲が次の各項に該当するときは、本契約は解除され、借受機材は直ちに乙に返還しなければならない。
 - (1) 本契約のいずれかに違反したとき。
 - (2) 強制執行、仮処分、仮差し押えを受けたり、甲の信用状況に著しい変化が生じたとき。
10. 乙は必要に応じて代行店をして本契約に基づき権利を行使したり、義務を履行させることができる。この場合乙は甲にその旨通知する。
11. 本契約について紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。